令和2年度第1回大田区環境審議会(書面会議) 議事要旨

【開催期間】令和2年10月1日(木)~令和2年10月14日(水) 【参加委員】

奥 真美 東京都立大学 教授

島田 正文 日本大学 特任教授

志々目 友博 中央大学 教授

大門 博 公募区民

田村 昌之 公募区民

長谷川 紀子 公募区民

樋口 幸雄 大田区自治会連合会

千葉 茂 東京商工会議所大田支部

河村 丞 NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり

坂野 達郎 おおたクールアクション推進連絡会

小山 君子 大田区清掃・リサイクル協議会

海老澤 圭介 まちづくり環境委員会

山田 良司 産業経済部長

齋藤 浩一 まちづくり推進部長

久保 輝幸 都市基盤整備部長

落合 邦男 環境清掃部長

玉川 一二 教育総務部長

【次第】

- 1 委員の委嘱
- 2 区長からの諮問
- 3 議事
 - 議事1 会長、副会長の選出について
 - 議事2 専門部会の委員構成について
 - 議事3 大田区の環境(令和2年度)(案)の報告
- 4 報告

報告1 第2次大田区環境基本計画の策定延期について

5 その他

次回(第2回)環境審議会の開催について

一配布資料一

資料1 諮問文(写し)

資料2 令和2・3年度大田区環境審議会委員名簿

令和2・3年度大田区環境審議会専門部会委員名簿(案)

資料3 大田区の環境(令和2年度)(案)

資料4 第2次大田区環境基本計画策定延期について

【会議の成立について】

令和2年度第 1 回大田区環境審議会(書面会議)は、委員総数 17 名全員から書面表決書の提出があったため、大田区環境審議会規則第5条の規定に基づき、有効に成立した。

1 委員の委嘱について

大田区環境基本条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、令和 2年 10 月 1 日から令和 4年 3月 31 日までの期間、大田区環境審議会委員のみなさまには区の環境施策に関することの調査、審議をいただく。

- 2 区長からの諮問について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料1】諮問文 大田区環境基本条例第16条第2項の規定に基づき、以下のとおり諮問する。
 - 1 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議
 - 2 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議
 - ※ 諮問期間:令和2年10月1日~令和4年3月31日

3 議事

議題1 会長、副会長の選出について

【資料2】令和2年度大田区環境審議会 専門部会委員名簿

大田区環境審議会規則第3条の規定により、会長及び副会長を互選により選出する。 なお、本会議は書面開催のため、次のとおり事務局推薦とする。

【会長の選出について】

東京都立大学 奥 真美 教授 を会長に推薦する。

【副会長の選出について】

日本大学 島田 正文 特任教授 中央大学 志々目 友博 教授 上記2名を副会長に推薦する。

審議結果

本件は賛成 17 名、反対 0 名のため、賛成多数により可決とし、第 6 期大田区環境審議会会長に東京都立大学の奥 真美教授を、同副会長に日本大学の島田 正文特任教授、中央大学の志々目 友博教授をそれぞれ選出する。

議題2 専門部会の委員構成について

【資料2】令和2年度大田区環境審議会 専門部会委員名簿

大田区環境基本計画は計画が網羅する範囲は多岐に渡るので、評価や掘り下げた議論をするために、6つの基本目標を2つずつ分野分けし、以下の3つの専門部会を設置する。

- A · C (産業・温暖化対策) 専門部会
- B·E (公害・リサイクル) 専門部会
- D・F(自然・環境学習)専門部会

各部会の委員構成については、委員が得意とする専門分野やこれまでの経緯等を踏まえ、資料2の とおりとしたい。

また、部会長については前期に引続き、AC部会、BE部会を志々目 友博 教授に、DF部会を 島田 正文 特任教授に依頼したい。

審議結果

本件については賛成17名、反対0名のため、賛成多数により可決とする。

議題3 大田区の環境(令和2年度)(案)の報告

【資料3】大田区の環境(令和2年度)(案)

【資料3】大田区の環境(令和2年度)(案)について、審議を依頼する。

なお、令和元年度大田区環境基本計画に基づく取組実績における重点プロジェクトの評価は、全 23 項目のいずれも「計画通りの進捗があった」として、B評価となっている。

※重点プロジェクト評価の基準

A・・・計画以上の進捗があった

B・・・計画どおりの進捗があった

C・・・一部進捗しなかった

D・・・進捗しなかった

また、事務局より、令和元年度実績に関して以下のとおり計画内容の変更を提案する。

基本目標 C - 4 - (1) - ①「大田区地球温暖化対策地域協議会との連携」

大田区地球温暖化対策地域協議会(平成 20 年設立)については、その在り方を見直し、「議論より行動」「一人ひとりが実践」をキーワードに、区民運動「おおたクールアクション」として生まれ変わった。

区民運動「おおたクールアクション」は、区民一人ひとりが「省エネ・3R・グリーン購入」を実践し、本運動の趣旨に賛同する企業や団体、区が実践を共有・発信することで、区内全域に運動の輪を広げ、低炭素社会の実現を目指すものである。

なお、大田区地球温暖化対策地域協議会は、令和2年3月をもって廃止とし、本運動に賛同する企業や団体が中心となり、新たに「おおたクールアクション推進連絡会」を令和2年8月7日付けで発足させたところである。令和2年9月末の賛同団体数は56団体となっている。

そのため、本事業の経過を踏まえ、環境基本計画の事業について以下のとおり見直したい。

【見直し前】

基本目標C-4-(1)-①「大田区地球温暖化対策地域協議会との連携」

【事業概要】

「地球温暖化対策推進法」に基づき設置した「大田区地球温暖化対策地域協議会」と区が連携し、区民、事業者等に向けた地球温暖化対策の普及啓発及び支援に取り組むべき施策や効果的な実施方法について検討します。また、地球温暖化対策に取り組む区民団体や事業者に関する情報を収集し、区民、事業者、区の情報共有を図るとともに、区が取り組むべき施策や効果的な実施方法について検討します。



【見直し後】

基本目標 C −4− (1) −① 区民運動「おおたクールアクション」の推進

【事業概要】

区民・団体・事業者・区が連携・協力して地球温暖化対策を実践する区民運動「おおたクールアクション」を推進します。区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入を実践する「低炭素ライフスタイル」への転換をめざします。また、運動に賛同した団体・事業者による取組の共有・発信を通じて、区内全体に活動の輪を広げていきます。

審議結果

本件については賛成17名、反対0名のため、賛成多数により可決とする。

その他、【資料3】大田区の環境(令和2年度)(案)に対する委員意見は別紙のとおり。

4 報告

報告1 第2次大田区環境基本計画の策定延期について (資料4 第2次大田区環境基本計画の策定延期について)

5 その他

第2回大田区環境審議会の開催について

【日時】令和2年11月6日(金) 15:00~17:00

【会場】大田区役所本庁舎 11 階 第5・第6委員会室

次回大田区環境審議会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて判断する。 通常開催が困難な場合は、今回と同様の書面会議とする。

以上